

## 令和2年度 機構改革について（市長事務部局）

### 1 市長事務部局の機構改革の実施

平成27年度に実施した機構改革から5年が経過し、この間の社会情勢の変化や複雑・多様化する行政ニーズ・行政課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上に資する機能的な組織体制の確立を目指すため、次のとおり、令和2年4月1日から市長事務部局の機構改革を行います。

### 2 主な組織の見直し

#### (1) 行政改革課の設置

人事課から定員管理、行政改革等の事務を、資産経営課から公共施設等総合管理計画等の事務を、管財課から資産活用の事務の一部を移管し、人・組織・資産について、長期的な視点でマネジメントし、効率的な行政運営を行うため、行政改革課を設置します。

#### (2) 高齢者支援課の設置

後期高齢者の数は今後も増加が見込まれており、高齢者に対する施策は今後更に重要となることから、介護保険課から高齢福祉、介護予防総合事業等の事務を移管するとともに、地域包括ケアシステムの所管を明確にし、地域での支合いの仕組みを作るため、高齢者支援課を設置します。

#### (3) 地域保健課の設置

簡素で効率的な組織とするため、保健総務課と健康増進課を統合し、地域保健課を設置します。

#### (4) 土木企画室の設置

幹線道路、砂防などの事業について国や県との調整を行うとともに、土木部門の政策的な事項についての推進や調整を図るため、土木部内に部課中間組織の土木企画室を設置します。

また、幹線道路に関する事務は、今後クリアライン4車線化に係る事業調整の業務が重要となることや市道も含めた道路全体の関連性を重視するため、交通政策課から土木企画室に移管します。

#### (5) 課内室の設置

専門性の高い業務を効率的に実施するとともに、市民や事業者に分かりやすい組織とするため、次の課内室を設置します。

##### ア 情報政策室（情報統計課内）

情報通信技術の進化や市民を取り巻く情報化の環境変化などから、的確にその状況に対応していく必要があり、情報化に係る企画立案や施策の推進を

図るため、情報統計課内に情報政策室を設置します。

### イ 指導監査室（福祉保健課内）

地方分権改革や中核市への移行により呉市への権限移譲が進み、指導監査の対象となる事業所数やサービスが拡大したことから、当該指導監査体制の強化を図るため、福祉保健課内に指導監査室を設置します。

### ウ 家庭児童相談室（子育て支援課内）

社会的に大きな問題となっている児童虐待事案への対応等が重要な課題となっていることから、その対応体制の強化を図るため、子育て支援課内に家庭児童相談室を設置します。

### エ 環境試験センター（環境政策課内）

環境管理課の組織体制を見直し、専門性の高い業務を効率的に実施するため、環境政策課内に環境試験センターを設置します。

## 3 組織図

凡例	■組織見直し ○事務移管等
----	------------------

現 行 組 織				令 和 2 年 度 組 織				
部	部 課 中 間	課	課 内 室	部	部 課 中 間	課	課 内 室	備 考
復興総室				復興総室				
総務部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 秘書広報課</li> <li>— 東京事務所</li> <li>— 総務課</li> <li>— 人事課</li> <li>— 危機管理課</li> </ul>				総務部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 秘書広報課</li> <li>— 東京事務所</li> <li>— 総務課</li> <li>— 人事課</li> <li>— <u>行政改革課</u></li> <li>— 危機管理課</li> </ul>				○定員管理，行政改革等の事務を，行政改革課に移管 ■行政改革課を設置 ○人事課から，定員管理，行政改革等の事務を移管 ○資産経営課から，全ての事務を移管 ○管財課から，資産活用の事務を移管

現行組織				令和2年度組織				
部	部課 中間	課	課内 室	部	部課 中間	課	課内 室	備考
<p><b>企画部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画課</li> <li>— <u>資産経営課</u></li> <li>— 情報統計課</li> </ul>				<p><b>企画部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画課</li> <li>— (事務移管)</li> <li>— 情報統計課 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ <u>情報政策室</u></li> </ul> </li> </ul>				<p>○全ての事務を，行政改革課に移管</p> <p>■情報統計課内に情報政策室を設置</p>
<p><b>財務部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財政課</li> <li>— 管財課</li> <li>— 契約課</li> <li>— 収納課 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 債権回収対策室</li> </ul> </li> <li>— 市民税課</li> <li>— 資産税課</li> </ul>				<p><b>財務部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財政課</li> <li>— 管財課</li> <li>— 契約課</li> <li>— 収納課 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 債権回収対策室</li> </ul> </li> <li>— 市民税課</li> <li>— 資産税課</li> </ul>				<p>○資産活用の事務を，行政改革課に移管</p>
<p><b>市民部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域協働課</li> <li>— 市民窓口課 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 市民相談室</li> </ul> </li> <li>— <u>人権センター</u></li> <li>— 各市民センター</li> </ul>				<p><b>市民部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域協働課</li> <li>— 市民窓口課 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 市民相談室</li> </ul> </li> <li>— <u>人権・男女共同参画課</u></li> <li>— 各市民センター</li> </ul>				<p>■名称を人権・男女共同参画課に変更</p>

現行組織				令和2年度組織							
部	部課 中間	課	課内 室	部	部課 中間	課	課内 室	備考			
<b>文化スポーツ部</b> 文化振興課 └─生涯学習センター スポーツ振興課 中央図書館				<b>文化スポーツ部</b> 文化振興課 └─生涯学習センター スポーツ振興課 中央図書館							
<b>福祉保健部</b> 福祉保健課 保険年金課 介護保険課 公立下蒲刈病院 └─病院事業課 保健所 └─健康増進課 └─西保健センター └─東保健センター └─保健総務課 └─生活衛生課				<b>福祉保健部</b> 福祉保健課 └─ <u>指導監査室</u> 保険年金課 介護保険課 高齢者支援課 公立下蒲刈病院 └─病院事業課 保健所 └─ <u>地域保健課</u> └─西保健センター └─東保健センター └─(事務移管) └─生活衛生課				<b>■福祉保健課内に指導監査室を設置</b>  ○高齢福祉及び介護予防総合事業の事務を，高齢者支援課に移管  <b>■高齢者支援課を設置</b> ○介護保険課から，高齢福祉及び介護予防総合事業の事務を移管  <b>■名称を地域保健課に変更</b> ○保健総務課から，全ての事務を移管  ○全ての事務を，地域保健課に移管			

現行組織				令和2年度組織				
部	部課 中間	課	課内 室	部	部課 中間	課	課内 室	備考
			福祉事務所長				福祉担当部長 (福祉事務所長)	○福祉担当部長の配置
			障害福祉課				障害福祉課	
			生活支援課 └ 自立支援室				生活支援課 └ 自立支援室	
			子育て担当部長				子育て担当部長	
			子育て支援課				子育て支援課 └ 家庭児童相談室	■子育て支援課内に家庭児童 相談室を設置
			子育て施設課				子育て施設課	
			<b>環境部</b>				<b>環境部</b>	
			環境政策課				環境政策課 └ 環境試験センター	■環境政策課内に環境試験セ ンターを設置
			<u>環境管理課</u>				(事務移管)	○環境管理課から、全ての事 務を移管
			環境施設課				環境施設課	○全ての事務を、環境政策課 に移管
			環境業務課				環境業務課	

現行組織					令和2年度組織									
部	部課 中間	課	課内 室		部	部課 中間	課	課内 室	備考					
<p><b>産業部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工振興課</li> <li>— 観光振興課</li> <li>— 海事歴史科学館学芸課</li> <li>— 港湾漁港課</li> </ul> <p style="text-align: center;">農林水産担当部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 農林水産課 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 水産振興室</li> </ul> </li> <li>— 農林土木課</li> </ul>					<p><b>産業部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工振興課</li> <li>— 観光振興課</li> <li>— 海事歴史科学館学芸課</li> <li>— 港湾漁港課</li> </ul> <p style="text-align: center;">農林水産担当部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 農林水産課 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 水産振興室</li> </ul> </li> <li>— 農林土木課</li> </ul>									
<p><b>都市部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画課</li> <li>— 交通政策課</li> <li>— 建築指導課</li> <li>— 住宅政策課</li> <li>— 技術監理室</li> <li>— 呉駅周辺事業推進室</li> </ul>					<p><b>都市部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画課</li> <li>— 交通政策課</li> <li>— 建築指導課</li> <li>— 住宅政策課</li> <li>— 技術監理室</li> <li>— 呉駅周辺事業推進室</li> </ul>					<p>○幹線道路の事務を，土木企画室に移管</p>				

現行組織				令和2年度組織				
部	部課中間	課	課内室	部	部課中間	課	課内室	備考
<p><b>土木部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木総務課</li> <li>土木維持課 <ul style="list-style-type: none"> <li>音戸倉橋土木出張所</li> <li>川尻安浦土木出張所</li> <li>安芸灘土木出張所</li> </ul> </li> <li>土木整備課 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>用地対策室</b></li> </ul> </li> <li>営繕課</li> </ul>				<p><b>土木部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>土木企画室</b></li> <li>土木総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>用地対策室</b></li> </ul> </li> <li>土木維持課 <ul style="list-style-type: none"> <li>音戸倉橋土木出張所</li> <li>川尻安浦土木出張所</li> <li>安芸灘土木出張所</li> </ul> </li> <li>土木整備課 <ul style="list-style-type: none"> <li>(事務移管)</li> </ul> </li> <li>営繕課</li> </ul>				<p>■土木部内に部課中間組織の土木企画室を設置</p> <p>○交通政策課から、幹線道路の事務を移管</p> <p>■土木総務課内に用地対策室を設置</p> <p>○土木整備課から、用地の事務を移管</p> <p>○用地の事務を、土木総務課に移管</p>
会計課				会計課				

< 市長事務部局の組織数 >

現行			
部	部課中間	課	課内室
11	4	50	11

令和2年度組織			
部	部課中間	課	課内室
11	5	49	15

#### 4 主な事務の移管

##### (1) 外国人住民支援等に関する事務

呉市に居住する外国人住民は増加しており、今後、地域での生活への対応が更に重要となると考えられるため、国際関係事務のうち外国人住民の支援に関する事務や地域国際化に関する事務を、秘書広報課から地域協働課に移管します。

##### (2) 本庁舎及び公用車の管理

資産の管理を集中化し、効率的に管理するため、本庁舎の管理の事務を総務課から、公用車の管理の事務を会計課から管財課へ移管します。

#### 5 行政委員会の職員の併任等

市長事務部局と行政委員会双方の事務の効率的に行うため、選挙管理委員会の職員を総務課職員として併任し、農業委員会の職員を農林水産課職員として併任します。また、総務課職員及び農林水産課職員についても、それぞれの行政委員会の職員として併任を受けることとします。